

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を通じ継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな食文化の発展に寄与することが株主の皆様、お取引先、従業員などすべてのステークホルダーの期待に応えるものと考えております。

このため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題としており、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、および内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、すべてのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【原則1-2】

補充原則1-2-2

当社は招集通知の早期発送に努めておりますが、第18期定期株主総会に係る招集通知の発送は、法定期日どおりとなりました。今後につきましては、株主の皆様が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう法定期日前に発送するよう努めてまいります。なお、招集通知に記載する情報につきましては、招集通知の発送日の2営業日前にTDnetならび当社ウェブサイトに開示しております。

補充原則1-2-4

当社は、現在、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、こうした環境作りや英訳の必要性について検討していきたいと考えています。

【原則3-1(v)】

取締役、監査役の候補者の個々の経歴については、株主総会招集通知添付の参考書類並びに有価証券報告書にて開示しております。加えて社外役員候補者について、選任理由も同書類に記載しております。今後社内役員候補者についても選任理由を招集通知添付の参考書類並びに有価証券報告書で開示する予定です。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2-1

当社の経営陣の報酬については、現在、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたものとはなっておりません。中長期的な業績との連動については、当社にとって適切な制度について今後検討してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置していませんが、社内取締役の人数は4名と少数であり、また指名・報酬については特に事前に社外取締役の意見を聴取することとしておりますので独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることができます。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

当社は、現時点において、取締役会評価を実施しておりませんが、今後、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、取引先との関係の構築・強化や業務提携の観点から当該取引先等の株式を政策保有株式として保有することとしています。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

当社は、政策保有株式の議決権行使について、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえたうえで、当社及び発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかによって、賛否を総合的に判断することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役は、競業取引または会社との利益が相反する取引を行おうとする場合には取締役会の承認を必要としています。また競業取引または会社との取引を行った取締役は、その取引につき重要事項を遅滞なく取締役会に報告することとされています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外においても、会社の意思決定の透明性及び公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するための情報発信を行います。

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るために企業理念を以下の通り定めています。

<企業理念>

世界中の優良仕入先との強固な信頼関係を基に、お客様に対して安心、安全な原料を安定的に供給し、最終的に消費者の皆様の滋養と健康および食の楽しさに寄与することで、社会に貢献とともに成長・発展し続ける企業を目指していきます。

<経営戦略>

決算説明会資料をご覧ください。

<http://www.lactojapan.com/ir/library/presentation/main/0/teaserItems1/0/linkList/0/link/20160121.pdf>

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

<基本的な考え方>

本報告書「I. 基本的な考え方」に記載しております。

<基本方針>

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」をご参照ください(<http://www.lactojapan.com/ir/management/governance.html>)。

(iii)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、経営環境、業績、同業他社の状況、取締役個人の成果等を加味し、決定することとしております。

当社の取締役の報酬は、上記方針に基づき、取締役社長が、株主総会にて定められた範囲内で、原案を策定し、独立社外取締役に意見を聴取した上で取締役会で決定することとしています。

(iv)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、独立社外取締役に意見を聴取した上で、取締役会で決定することとしています。

監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定することとしています。当社の監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者であることを基本としています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

法令、定款、取締役会規程によって取締役会の決議事項とされている事項以外の事項については、代表取締役に委任することとしています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立性の高い社外取締役を2名選任しています。当社では、社外取締役が独立した客観的な視点で情報交換や認識共有を図ることを目的に、独立社外取締役と独立監査役の面談の機会を定期的に設けることとしております。また、経営企画部を窓口として社外取締役と経営陣または、監査役会との連携を図ります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(14)の該当の有無を確認の上、独立性を判断することとしています。また、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることができると認められる者を独立社外取締役の候補者として選定するものとしています。

(1)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(2)当社の主要な取引先又はその業務執行者

・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

・上記において「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には、過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。

(4)当社の会計監査人の代表社員または社員、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家

(5)当社の主要な株主又はその業務執行者

・上記において「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。

(6)当社が多額の寄付を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務行者

・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える額の寄付をいう。

(7)当社の主要借入先若しくはその親会社又はそれらの業務執行者

・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(8)就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

(9)当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者

(10)就任時点において前記1,2又は3に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(11)就任前3年間のいずれかの時期において上記4に該当していた者

(12)就任時点において前記6に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(13)就任前3年間のいずれかの時期において、前記5又は7のいずれかに該当していた者

(14)次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(A) 上記1から3のいずれか、または10若しくは11に掲げる者(但し、1及び2については、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、10については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、11については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。)ただし、当該者と当該近親者の関係性、当該近親者の適格、資質、経験等を総合的に考

慮し、実質的にその独立性が担保されていると認められている場合には、この限りでない。

(B) 当社の子会社の業務執行者

(C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(D) 就任前1年間のいずれかの時期において前(B)、(C)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行でない取締役を含む)に該当した者

* 1.「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

* 2.「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

取締役会は、意思決定の迅速性を担保すべく、取締役の人数を7名以内とし、また、その役割及び責務を実効的に果たすための知識、経験及び能力を全体としてバランス良く備えるべく、性別、年齢、バックグラウンド、技能、その他取締役会の構成の多様性に配慮することとしています。

補充原則4-11-2

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲内であることとしており、兼任状況については毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しています。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることとしており、取締役及び監査役に対して、取締役及び監査役の義務及び責任に関する必要な知識を習得させるために外部講師又は担当部署による研修を行うとともに、事業部門責任者から各事業の説明、事業所、工場見学などの業務に関する研修を行うこととしています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話をを行うこととしており、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を以下のように定めています。

株主との建設的な対話を促進するための方針

1. 株主との対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で合理的な範囲で取締役社長やIR担当取締役が面談に臨むことを基本とする。
2. IR担当の取締役が株主との対話全般についてその統括を行い、建設的な対話の実現を図る。
3. IR部、経営企画部、人事総務部、経理部、財務部は、株主との建設的な対話に関連する事項について日常的に情報交換するなど、対話促進に向けて有機的な連携体制の構築を行う。
4. 機関投資家説明会の開催、自社ホームページの活用、株主通信の発行、などを適宜行う。
5. 対話において把握された株主の意見及び懸念は、取締役会及び3の関連各部署に適宜共有する。
6. 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守する。
7. 必要に応じ、株主構造の把握を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
八住 繁	251,800	5.14
武 勇	225,000	4.60
石井 純	225,000	4.60
佐久間 信男	217,100	4.44
飯塚 昌幸	216,000	4.41
師崎 良介	216,000	4.41
三浦 元久	216,000	4.41
鎌倉 喜一郎	216,000	4.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	144,800	2.96
株式会社明治	100,000	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
相馬 義比古	他の会社の出身者										
高木 伸行	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相馬 義比古	○	—	食品業界における経営者としての豊富な経験や幅広い知識を有しておられ、その経験と見識を活かし、当社経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただきました。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在していないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
		野村證券株式会社に2013年2月まで勤務されておりました。同社は、当社の主幹事	証券会社における調査業務の経験や知見から透明性及び健全性の高い経営体制の確立を図るうえでの有益な助言や客観的な経営の監督を遂行いただきたいため、社外取締役として

高木 伸行

○

証券会社であります。同氏の退職後一定期間を経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれないと判断しております。

選任いたしました。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

員数の上限を定めていない

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画、期中、期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係る品質管理体制を隨時聴取し、確認しております。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携強化に努めております。監査役は、定期的に内部監査担当から内部監査の結果報告を受けるとともに、監査計画のすり合わせ、その他の情報の共有を行い効率的な監査および監査品質の向上に努めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 和夫	公認会計士												△	
鈴木 康司	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		新日本有限責任監査法人に2010年6月まで所属されておりました。同監査法人は当	公認会計士として長年活動を続けられ、監査法人での経験も長いことから、企業の財務および会計に関する相当程度の知識を有しておられます。当社の経営に対し、財務・会計の視点から適時、ご助言をいただくことは、当社の財

山本 和夫	○	社の会計監査人であります。同氏は在籍中当社及び当社グループの監査に関与したことは一切なく、また退職後一定期間経過しております。同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないとの判断しております。	業務・会計の健全性に寄与するものと考えております。最終的には株主利益につながるものと考えております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在していないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
鈴木 康司	○	_____	弁護士として活動を続けられ、さらに官公庁勤務のご経験もあることから、幅広い分野において深い知識をお持ちです。当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言をいただくことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えており、株主利益につながるものと考えております。また、同氏は「独立性基準」には該当せず、当社との間に特別な利害関係は存在していないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の要件を満たしております。
なお、当社では以下のとおり、独立性基準を設けております。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者

「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合は、過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。

4. 当社の会計監査人の代表社員または社員、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当している他の会計専門家

5. 当社の主要な株主又はその業務執行者

「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。

6. 当社が多額の寄付を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務執行者

「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える金額の寄付をいう。

7. 当社の主要借入先若しくはその親会社又はそれらの業務執行者

「主要な借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

8. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

9. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者

10. 就任時点において前記1,2又は3に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

11. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記4に該当していた者

12. 就任時点において前記6に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

13. 就任前3年間のいずれかに時期において、前記5又は7のいずれかに該当していた者

14. 次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(A)上記1から3までのいずれか、または10若しくは11に掲げる者(但し、1及び2については、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、10については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員及びパートナー、11については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。)

(B)当社の子会社の業務執行者

(C)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。)

(D)就任前1年間のいずれかの時期において前(B)、(C)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行でない取締役を含む)に該当した者

* 1.「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

* 2.「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値向上に向けて取り組んでいくことに対する報酬としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値向上に向けて取り組んでいくことに対する報酬としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書において、取締役及び監査役ごとの報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、会社の業績や取締役個人の成果等を加味し、決定しております。決定方法につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には経営企画部、社外監査役には人事総務部がサポートを行っております。また、取締役会議案資料を事前に配布し、必要に応じて執行部門から説明を行い、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.現状の体制の概要

(1)取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、毎月1回の定期取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、法令に定めるまたは経営上の重要事項の決定ならびに取締役会の業務執行報告を行い、取締役の業務執行を監視・監督しております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査室の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行につき監査を実施しております。また会計監査人から監査方針および監査計画を聴取し、隨時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。なお、監査役のうち1名は常勤監査役であります。一方、社外監査役2名は、専門性、経験に基づいた客観的な見方により、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する役割を担っております。

(3)内部監査および監査役監査

当社の内部監査および監査役監査においては、内部監査は代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、専従の室長1名と兼務の担当者2名(1名は経理部、1名は海外事業室との兼務)の3名体制で監査を行っております。また監査役監査については、監査役3名(うち社外監査役2名)が取締役の職務執行を監査する体制で監査活動を実施しております。内部監査につきましては、代表取締役社長の直轄として監査

計画に基づき、各部門を対象とした業務活動の妥当性、適正性に関する内部監査を実施し、監査結果については代表取締役社長ならびに監査役に都度報告する体制となっております。また改善状況のモニタリングも適宜実施しております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画で定められた内容に基づき監査を行うとともに、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監督しております。監査役会は原則毎月1回開催され、監査報告ならびに監査役間の情報共有を図っております。また、監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換、監査法人とのミーティング、内部監査室との情報交換を行い、効果的な監査の実現に努めております。

(4)会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大田原 吉隆、清本 雅哉であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他6名であります。当社と同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1.社外取締役及び社外監査役の員数、提出会社との人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名の社外役員を選任しております。

社外取締役相馬義比古は、元株式会社帝国ホテルキッチン代表取締役社長、社外取締役高木伸行は、元野村證券株式会社グローバルリサーチ本部リサーチ・マネージング・ダイレクターであります。また、社外監査役山本和夫は公認会計士、社外監査役鈴木康司は弁護士であります。

各社外取締役及び社外監査役と当社との間に、特別な人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

2.社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役相馬義比古は、食品業界における経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有し、当社経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を行っております。社外取締役高木伸行は、証券会社における調査業務の経験や知見から透明性及び健全性の高い経営体制の確立を図るうえでの有益な助言を行っております。これらの社外取締役は、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に十分な役割を果たしております。

社外監査役山本和夫は公認会計士であり、企業経営や財務及び会計等に見識を有しております。また、鈴木康司は弁護士であり、法律の専門家として豊富な経験や幅広い見識を有しております。それぞれの監査役が専門的な立場から、適宜意見を述べるなどの役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

3.社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、株式会社東京証券取引所が公表している独立役員の独立性に関する判断基準に加え、当社で制定した独立性に関する基準を設定しております。

4.社外取締役及び社外監査役による監督または監査との内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

社外取締役及び社外監査役が、取締役会等に付議される事項について十分な検討を行い、より効果的な意見を提言できるよう、事前に資料を提出する体制をとっております。

社外監査役は、内部監査及び会計監査人とは、必要に応じ取締役及び常勤監査役を通じて、または直接に監査結果についての説明・報告を受けるとともに積極的に情報交換を行う等、連携して監査の実効性を高めております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮しました。
その他	株主総会通知は、株主の皆様への発送に先立ち、ご参考情報として当社ホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針として「情報開示基本方針」を作成し、当社のホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎期の決算発表後に個人投資家向け説明会を開催(年1回) 【直近の開催日】平成28年1月27日 【説明者】代表取締役社長 八住 繁ほか 【内容概略】会社概要、業績推移、成長戦略など	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算、中間決算の発表後に決算説明会を開催(年2回) 【直近の開催日】平成28年1月21日 【説明者】代表取締役社長 八住 繁ほか 【内容】決算説明、業績予想、成長戦略など	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(http://www.lactojapan.com/ir/Top.html)において、決算短信等の決算情報、決算以外の適時開示資料、最新の財務データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、取引先、従業員等から信頼される企業を目指し、行動規範を制定し、健全な事業活動に向け取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・取引先・従業員等、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対し、透明・適時・公平な情報開示を行ってまいります。適時開示・法定開示はもとより、ステークホルダーが当社に対する理解を深めていただくために有用な情報の適正かつ迅速な開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。また、内部統制システムは法令改正や経営環境の変化に対応し、継続して見直しを図り、その改善に努めております。

1.当社及び子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社グループは、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会模範・倫理に即して行動します。

(2)当社グループの取締役、使用人等が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として当社グループの「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施します。

(3)当社グループの役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、当社の人事総務部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行います。

(4)当社グループはコンプライアンス体制の確立を図るため、当社の経営会議において方針を定め、その方針に基づき、人事総務部が当社グループの規定やマニュアルの整備さらには教育を実施します。また、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社の経営会議において調査・報告及び再発防止策の審議決定を行います。

(5)当社グループは、当社代表取締役社長直轄の内部監査室を置き、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているかを調査し、整備方針・計画の実行状況を監視します。また、取締役、使用人等による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により業務監査を実施し、監査内容を当社代表取締役及び取締役会に報告します。

(6)当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(7)当社グループは、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図ります。

2.当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報(電磁的記録を含む)は、法令、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理します。また、情報の管理については情報セキュリティポリシー、個人情報保護法に関する基本方針を定めて対応します。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループの事業活動の遂行に関するリスクについては、当社の経営企画部を中心に、当社グループの連携によるリスクマネジメント体制を基本とします。

(2)当社グループ各社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危機を予防・回避します。

(3)リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当社代表取締役社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小に努めます。

4.当社グループの取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保しようとするための体制

(1)当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保します。

(2)取締役会については、「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とします。取締役会では、意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び監査法人等より専門的な助言を受けることとします。

(3)当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正且つ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針を策定します。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループ各社の業務執行は、法令等の社会規範に則るとともに、一定の意思決定ルールに基づき行うものとします。

(2)当社は、当社グループ各社の経営方針及び関係会社管理規程等の社内規程に基づき、当社グループ各社の業務執行を管理・指導します。

(3)具体的には、当社経営企画部が総括し、個別事案については関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保するものとします。

(4)内部監査室は、当社グループ各社の業務の適正について監査を実施します。

6.監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用者(以下「監査役補助者」という。)を置かない方針である旨を監査役会より報告を受けております。ただし、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。

7.前号の使用者の取締役からの独立性及び監査役による当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、当該業務に関し取締役又は所属部門長の指揮命令は受けないものとします。

8.当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人等は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査役に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、直ちに監査役に対し報告を行います。

9.当社監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

10.監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等が当社監査役に対し報告したことを理由として、不利な取扱いを行わないものとし、その旨を当社グループの取締役及び使用人等に周知するものとします。

11.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当該職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または

債務等が当該監査役の職務執行に明らかに必要でないものを除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うものといたします。

12. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1)監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず、独立性を考慮します。
- (2)監査役は、会計監査人、内部監査部門及び当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- (3)監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催します。
- (4)監査役は、職務の遂行にあたり必要に応じて、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、「企業行動規範」および「役職員行動規範」において反社会的勢力に対し、一切の便宜・利益供与を行わないとともに、関係を持たないことを遵守事項として定めております。

<反社会的勢力排除の向けた整備状況>

- 1.「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を作成し、不当要求対応等などを、研修・教育を通じて役職員に周知徹底を図っております。
- 2.本社人事総務部を反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しております。
- 3.取引開始時(継続取引先については年1回)に日経テレコンや信用調査会社を活用し、スクリーニングを実施しております。
- 4.取引契約書に「反社会的勢力の排除条項」を規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



